

議案第30号

八潮市手数料条例の一部を改正する条例について
八潮市手数料条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年2月27日提出

八潮市長 大山 忍

提 案 理 由

コンビニ交付サービスの利用促進により、市民の利便性の向上と個人番号カードの普及促進を図るため、令和8年8月から令和10年3月までの間に限り、コンビニエンスストア等に設置している多機能端末機による戸籍謄本等の交付手数料を減額したいため、この案を提出するものである。

八潮市手数料条例の一部を改正する条例

八潮市手数料条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（多機能端末機による証明書等の交付に係る手数料の特例）

- 7 令和8年8月1日から令和10年3月31日までの間、別表第1第1号中「450円」とあるのは「450円（多機能端末機（八潮市印鑑条例（昭和51年条例第8号）第14条第3項に規定する多機能端末機をいう。以下同じ。）により交付する場合にあっては、220円）」と、別表第2第60号、第64号及び第70号中「200円」とあるのは「200円（多機能端末機により交付する場合にあっては、100円）」とする。

附 則

この条例は、令和8年8月1日から施行する。